

京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第37号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

京都市福祉ボランティアセンターにおいては、移動に自動車を使用する必要がある障害のある方の社会参加の促進を図るため、駐車場の使用料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。

京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 37 号

京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を改正する条例

京都市福祉ボランティアセンター条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)